

甲状腺がん症例の把握について

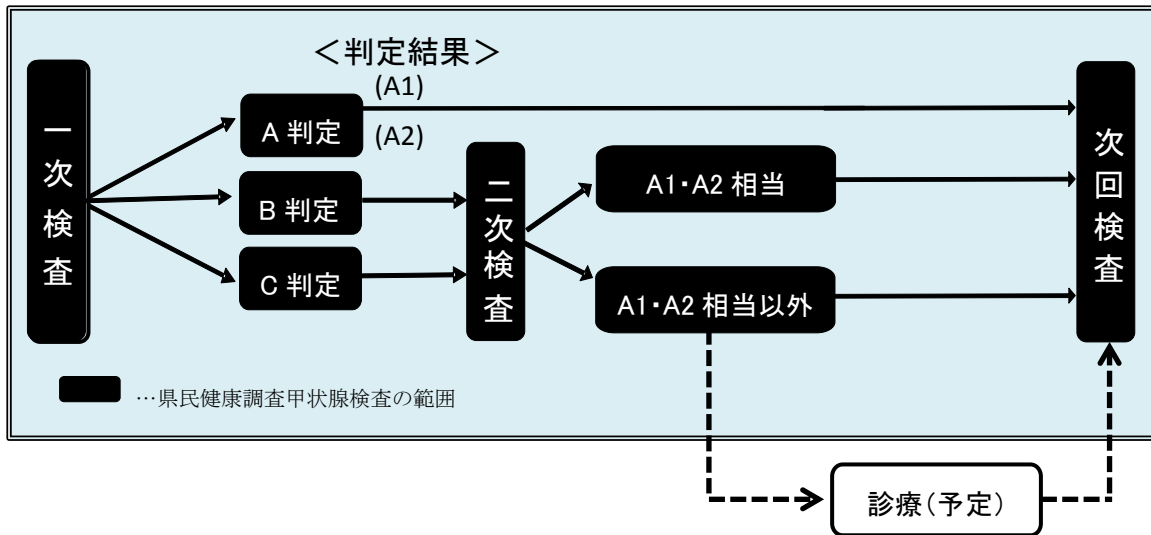
平成 29 年 6 月 5 日

1 経緯等

県民健康調査甲状腺検査における二次検査で「悪性ないし悪性疑い」と診断される事例の他に、保険診療への移行後に甲状腺がんと診断され手術を受けていた事例があったとの報道が平成 29 年 3 月末にあった。

保険診療移行後に甲状腺がんと診断された事例についてどう考えるべきか。

2 県民健康調査甲状腺検査と保険診療との関係



3 甲状腺検査以外で診断される甲状腺がん症例について

(1) 甲状腺検査二次検査以外に診断される場合の想定は次のとおり

- ・ 県民健康調査甲状腺検査二次検査受診後、別疾患もしくは経過観察のため保険診療に移行した後に診断された場合
- ・ 県民健康調査甲状腺検査以外の検査（症状等があり自主的に医療機関を受診して受けた検査、他疾患での通院中など）により診断された場合（一次検査でB・C判定となったが二次検査を受診しなかった場合も含む）

(2) 保険診療の情報の取扱いについて

- ・ 患者の診療情報は、個人情報保護の観点から、その取扱いについては十分な配慮が必要である。
- ・ 特定の医療機関での診断症例を開示するにあたっては、患者個人の同定・識別につながらないように配慮する必要がある。
- ・ 保険診療へ移行後の情報を追跡して収集することは、全員の追跡が困難であることや、個人を特定して追跡することの問題、診療情報の取扱いの問題等がある。